

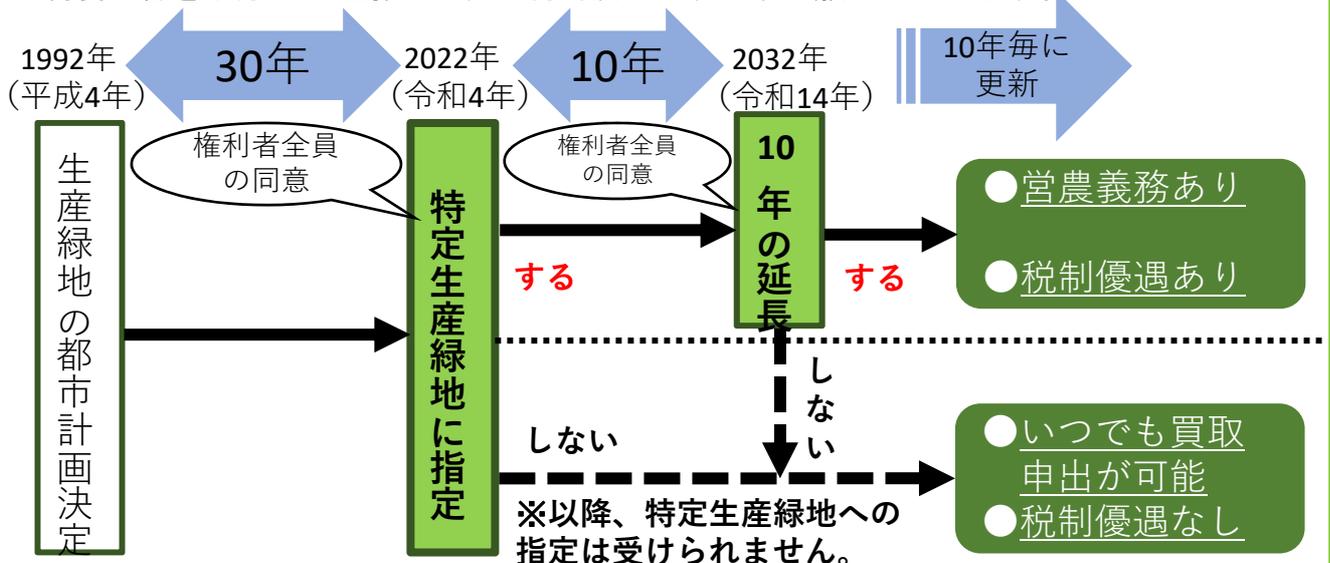
特定生産緑地制度について

生産緑地地区とは

- 生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等について、その農業生産活動に裏付けされた緑地機能に着目し、公害や災害の防止、都市環境の形成を図るため、都市計画に定める地域地区のひとつです。
- 生産緑地に指定されますと、農地等として管理することが義務付けられ農地等以外の利用は出来なくなります。また、生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合等には、市長に対して、その農地の買取の申出が出来ることとなっています。

特定生産緑地制度の創設

- 生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも買取申出が可能となることから、従来、適用されていた税制措置が変わります。引き続き、都市農地の保全を図るため、特定生産緑地制度が創設され、所有者の意向を踏まえ、買取申出期間を10年延長できることになりました。（以後、10年毎に更新可能です。）
- 特定生産緑地を選択することで、農地の保有や相続における様々なメリットがあります。制度内容を十分にご理解の上、ご判断頂きますようお願いいたします。



特定生産緑地指定のメリット・デメリット

メリット

- 特定生産緑地の固定資産税・都市計画税は引き続き、**農地評価・農地課税**です。
- 相続が生じた場合、**相続税の納税猶予**を受けることができます。
- 10年毎に特定生産緑地の継続の可否を判断できます。

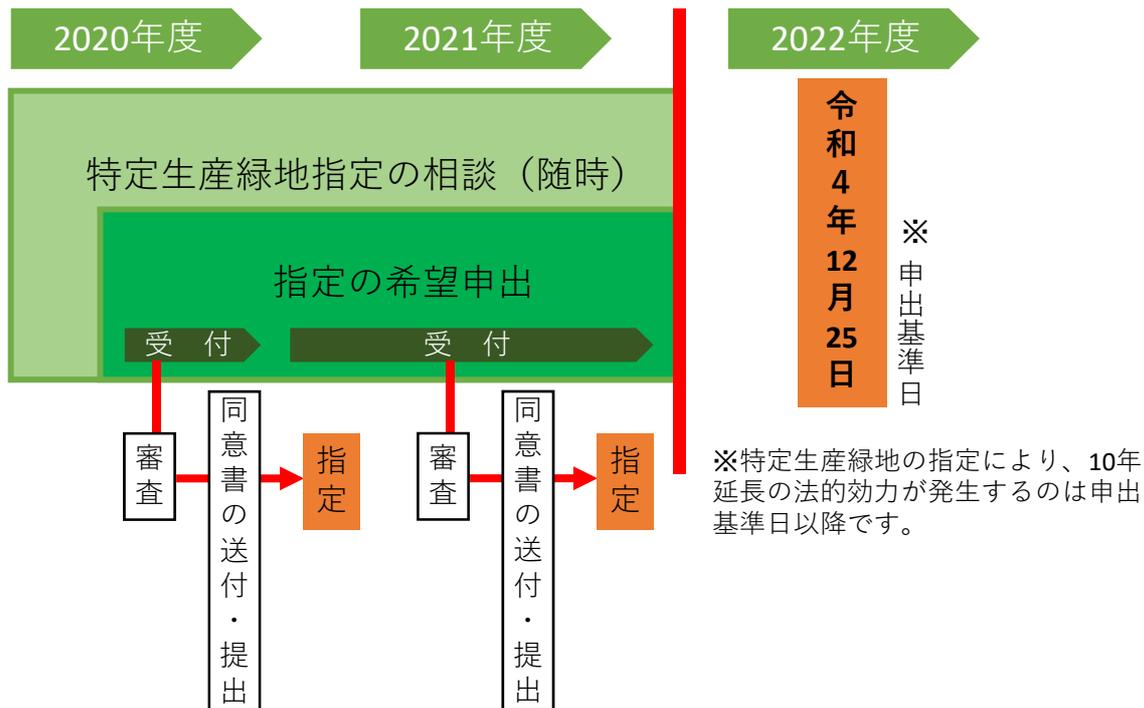
デメリット

- 生産緑地の買取申出が出来る時期が10年延期します。また農地等として適正な管理が義務付けられ、**建築・造成行為等が制限**されます。
- 10年毎の更新のため、**10年の途中の任意の時期に特定生産緑地を取り止めることはできません。**

特定生産緑地指定のスケジュール

○本市では、特定生産緑地の指定に係るスケジュールを下図のとおりとします。指定を希望される方は、受付期間内に指定の希望申出をお願いいたします。
その後、営農状況などの審査を行い、市から同意書を送付しますので、権利者全員の同意書をご提出くださいますようお願いいたします。

【2022年に特定生産緑地の指定の期限を迎える場合のスケジュール】



特定生産緑地は、生産緑地地区の都市計画決定の日から30年を過ぎた場合指定することができなくなります。

(注) 五條市では、生産緑地の追加指定は受け付けておりません。
現状生産緑地指定を受けている土地のみが対象となりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

- 生産緑地地区、特定生産緑地の制度について
五條市 都市整備部 まちづくり推進課 都市計画係 Tel. 0747-22-4001 (内線415)
- 固定資産税、都市計画税について
五條市 総務部 税務課 固定資産税係 Tel. 0747-22-4001 (内線257)